

議案第92号

安曇野市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

安曇野市議会政務活動費の交付に関する条例（平成 18 年安曇野市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「9 万円」を「12 万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の安曇野市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付する政務活動費から適用し、改正前の安曇野市議会政務活動費の交付に関する条例の規定により交付された政務活動費については、なお従前の例による。

平成 29 年 11 月 22 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第93号

安曇野市環境基本条例の一部を改正する条例

安曇野市環境基本条例（平成17年安曇野市条例第134号）の一部を次のように改正する。

目次中「第21条」を「第22条」に、「第22条」を「第23条」に改める。

第17条第2項中「・」を削り、同項第1号中「こと。」を「事項」に改め、同条第3項中「事項」の次に「及び環境基本計画の実施に関する事項」を加える。

第18条第1項第1号中「知識と経験」を「学識経験」に改め、「17人以内」を削り、同項第2号中「3人以内」を削り、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

（2） 公募による市民

第18条第1項に次の1号を加える。

（4） その他市長が必要と認める者

第20条第2項中「市長が」の次に「委嘱又は」を加える。

第22条を第23条とする。

第3章中第21条を第22条とし、第20条の次に次の1条を加える。

（守秘義務）

第21条 委員及び特別委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、目次、第17条第2項、第20条第2項から第22条までの改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 改正後の第18条第1項の規定による委員の委嘱に関し必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

平成29年11月22日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第94号

安曇野市福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例

安曇野市福祉医療費給付金条例（平成17年安曇野市条例第90号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出しを「（支給対象者）」に改める。

第4条第2項中「うえ」を「上」に改める。

第7条中「協力医療機関等」を「保険医療機関等又は協力医療機関等」に改める。

第8条第4項中「前項」を「第3項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第3項の次に次の3項を加える。

- 4 前2項の規定にかかわらず、支給対象者のうち、乳幼児等が前条の規定により保険医療機関等で被保険者証等とともに受給者証を提示して療養の給付等を受けたときは、当該保険医療機関等から提供される情報に基づき国保連又は社会保険診療報酬支払基金から市長に当該療養の給付等に係る費用額その他給付金の額の算定に必要な事項が通知されたことをもって、支給対象者から市長に給付金の支給申請があったものとみなす。
- 5 前項に規定する場合は、給付金の支給は、当該保険医療機関等に支払うことにより行うことができる。
- 6 前項の規定による支払があったときは、当該支払は、当該受給者又は保護者に対する給付金の給付とみなす。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年8月1日から施行する。ただし、第4条第2項の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 改正後の安曇野市福祉医療費給付金条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

平成29年11月22日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第95号

安曇野市農業委員会に関する条例の一部を改正する条例

安曇野市農業委員会に関する条例（平成17年安曇野市条例第155号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

安曇野市農業委員会の委員等の定数を定める条例

第1条中「。以下「法」という。）」を「」第8条第2項及び第18条第2項の規定」に、「（以下「委員会」を「の委員（以下「農業委員」に、「に関し必要な事項」を「及び安曇野市農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）の定数」に改める。

第2条の見出し中「委員」を「農業委員」に改め、同条中「委員会の委員」を「農業委員」に、「次のとおり」を「24人」に改め、同条各号を削る。

第3条を次のように改める。

（推進委員の定数）

第3条 推進委員の定数は、27人とする。

第4条及び第5条を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）附則第29条第2項前段の場合においては、この条例による改正後の安曇野市農業委員会の委員等の定数を定める条例の規定は適用せず、改正前の安曇野市農業委員会に関する条例の規定は、なおその効力を有する。

（安曇野市特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正）

3 安曇野市特別職の職員の給与等に関する条例（平成17年安曇野市条例第40号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

	委員		49,100 円		
--	----	--	----------	--	--

」を

「

	委員		49,100 円		
	加算額		それぞれ 46,000 円を超えない範囲内において市長が定める額を加算することができる。		
農 地 利 用 最 適 化 推 進 委員	委員		42,400 円		
	加算額		46,000 円を超えない範囲内において市長が定める額を加算することができる。		

」に

改める。

(安曇野市特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律附則第 29 条第 2 項前段の場合においては、前項の規定による改正後の安曇野市特別職の職員の給与等に関する条例の規定は適用せず、改正前の安曇野市特別職の職員の給与等に関する条例の規定は、なおその効力を有する。

平成29年11月22日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第96号

安曇野市図書館条例の一部を改正する条例

安曇野市図書館条例（平成18年安曇野市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表安曇野市三郷図書館の項位置の欄中「4775番地3」を「4810番地1」に改める。

第3条第2項を削る。

附 則

この条例中第2条第2項の改正規定は平成30年3月10日から、第3条第2項の改正規定は平成30年4月1日から施行する。

平成29年11月22日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第97号

安曇野市交流学习センター条例の一部を改正する条例

安曇野市交流学习センター条例（平成21年安曇野市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

安曇野市豊科交流学习センター	安曇野市豊科5609番地3
----------------	---------------

」を

「

安曇野市豊科交流学习センター	安曇野市豊科5609番地3
安曇野市三郷交流学习センター	安曇野市三郷明盛4810番地1

」に改める。

第6条中「（以下「許可者」という。）」を削り、「とき」を「時」に改める。

別表の1 安曇野市穂高交流学习センターの表中

「

午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後6時～午後9時30分	午前9時～午後9時30分
---------	-----------	--------------	--------------

」を

「

午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで
------------	--------------	-----------------	-----------------

」に、「の使用

者に」を「を使用する場合に」に、「グループ研究室」を「学習室」に、

「

ホールスクリーン	1台	500円	500円	500円	1,500円
----------	----	------	------	------	--------

」を

「

ホールスクリーン	1台	500円	500円	500円	1,500円
携帯用スクリーン	1台	500円	500円	500円	1,500円

」に改め、同

表に備考として次のように加える。

備考

- 1 「入場料」とは、入場料その他これに類する料金を入場の対価として徴収するものをいう。

- 2 催物の準備行為等のために多目的交流ホールを使用するとき、又は多目的交流ホール内のステージのみを使用するときの使用料は、教育委員会の承認を得た場合に限り、規定の使用料に100分の50を乗じて得た額とする。
- 3 物販、広告宣伝等で施設を使用する場合は、規定の使用料に100分の30を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）を加算する。
- 4 使用時間を超過して使用する場合は、次の区分に応じた額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）を徴収する。
 - （1） 午前9時以前の場合 午前9時から正午までの使用料に時間当たり100分の30を乗じて得た額
 - （2） 正午から午後1時まで（午前9時から午後5時まで又は午前9時から午後9時30分までの使用許可を受けた場合を除く。）の場合 午前9時から正午までの使用料に100分の30を乗じて得た額
 - （3） 午後5時から午後6時まで（午前9時から午後9時30分まで又は午後1時から午後9時30分までの使用許可を受けた場合を除く。）の場合 午後1時から午後5時までの使用料に100分の40を乗じて得た額
 - （4） 午後9時30分以降の場合 午後6時から午後9時30分までの使用料に時間当たり100分の35を乗じて得た額

別表の2 安曇野市豊科交流学習センターの表中

「

午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後6時～午後9時30分	午前9時～午後9時30分
---------	-----------	--------------	--------------

」を

「

午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで
------------	--------------	-----------------	-----------------

」に改め、同表

備考2中「許可者が」を削り、同表備考3中「許可者が、」を削り、「使用する」を「施設を使用する」に改め、同表備考4中「多目的交流ホール、楽屋1、楽屋2、楽屋3、学習室1、学習室2、学習室3、学習室4、学習室5又は学習室6を」を削り、「9時30分の」を「9時30分までの」に改め、同表の次に次の1表を加える。

3 三郷交流学習センター

区分		使用料			
		午前 9 時から正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 9 時 30 分まで	午前 9 時から午後 9 時 30 分まで
学 習 室 1 及 び	入場料を徴収しないで使用する 場合	1 室につき 400円	1 室につき 500円	1 室につき 450円	1 室につき 1,550円
学 習 室 2	2,000円以下の入場料を徴収して使用する 場合	1 室につき 450円	1 室につき 600円	1 室につき 500円	1 室につき 1,850円
	2,000円を超え3,000円以下の入場料を徴収して使用する 場合	1 室につき 550円	1 室につき 700円	1 室につき 600円	1 室につき 2,150円
	3,000円を超え5,000円以下の入場料を徴収して使用する 場合	1 室につき 600円	1 室につき 800円	1 室につき 700円	1 室につき 2,450円
	5,000円を超える入場料を徴収して使用する 場合	1 室につき 700円	1 室につき 900円	1 室につき 800円	1 室につき 2,750円
展 示 ギ ャ ラ リ ー	入場料を徴収しないで使用する 場合	1 日につき 3,100円			
	2,000円以下の入場料を徴収して使用する 場合	1 日につき 4,000円			
	2,000円を超え3,000円以下の入場料を徴収して使用する 場合	1 日につき 4,900円			
	3,000円を超え5,000円以下の入場料を徴収して使用する 場合	1 日につき 5,800円			
	5,000円を超える入場料を徴収して使用する 場合	1 日につき 6,700円			
携帯用拡声器		500円	500円	500円	1,500円
携帯用スクリーン		500円	500円	500円	1,500円
プロジェクター		2,100円	2,100円	2,100円	6,300円
ブルーレイディスクプレーヤー		500円	500円	500円	1,500円
モニターテレビ		1,000円	1,000円	1,000円	3,000円

備考

- 1 「入場料」とは、入場料その他これに類する料金を入場の対価として徴収するものをいう。
- 2 物販、広告宣伝等で施設を使用する場合は、規定の使用料に100分の30を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）を加算する。
- 3 使用時間を超過して使用する場合は、次の区分に応じた額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）を徴収する。
 - （1） 午前9時以前の場合 午前9時から正午までの使用料に時間当り100分の30を乗じて得た額
 - （2） 正午から午後1時まで（午前9時から午後5時まで又は午前9時から午後9時30分までの使用許可を受けた場合を除く。）の場合 午前9時から正午までの使用料に100分の30を乗じて得た額
 - （3） 午後5時から午後6時まで（午前9時から午後9時30分まで又は午後1時から午後9時30分までの使用許可を受けた場合を除く。）の場合 午後1時から午後5時までの使用料に100分の40を乗じて得た額
 - （4） 午後9時30分以降の場合 午後6時から午後9時30分までの使用料に時間当り100分の35を乗じて得た額

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年3月10日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 改正後の安曇野市交流学习センター条例を施行するために必要な使用の申請、許可その他の準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

平成29年11月22日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘